

住まいに関する意向調査結果等(6月20日)

【調査の対象】 平成29年3月末で災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与が終了する世帯 12,436世帯

<福島県による郵送調査> (県内借上住宅 4,636世帯 / 県外借上住宅 5,308世帯)
 <建設型仮設住宅(市町村実施分)> 1,885世帯
 <県外借上住宅 新潟県調査分> 607世帯

※調査対象世帯数は、平成27年10月末時点の数値等

【調査結果等】 11,829世帯のうち、7,067世帯回答 (回答率59.7%)

県内避難世帯 3,614世帯(回答率55.4%)
 県外避難世帯 3,453世帯(回答率65.0%)

	平成29年4月以降の住宅が決まっている世帯数	平成29年4月以降の住宅が決まっていない世帯数	無回答
県内避難世帯数 3,614	1,484 (A) (41.1%)	2,029 (C) (56.1%)	101 (2.8%)
うち郵送調査 3,011	1,153 (38.3%)	1,837 (61.0%)	21 (0.7%)
うち建設型仮設住宅 603	331 (54.9%)	192 (31.8%)	80 (13.3%)
県外避難世帯数 3,453	754 (B) (21.9%)	2,684 (D) (77.7%)	15 (0.4%)

【平成29年4月以降はどちらでの生活をお考えですか？】

	福島県内での生活	福島県外での生活	検討中
(A)	約90%	約10%	—
(B)	約50%	約50%	—
(C)	約90%	約4%	約6%
(D)	約10%	約70%	約20%

※重複回答等や複数回答設問があるため、概ねの数値

【現在の取組】

戸別訪問の実施

平成29年4月以降の住宅が決まっていない世帯等を対象に戸別訪問を実施し、意向等についてきめ細かに対応していく。

原発事故の避難指示区域外からの避難者に対する避難用住宅の無償提供の打ち切り方針の撤回を求める声明

福島県知事 内堀雅雄 殿
内閣総理大臣 安倍晋三 殿

2015（平成27）年6月15日

〒115-0045 東京都北区赤羽2丁目6-2-3
マザーシップ司法書士法人内
ひなん生活をまもる会 代表 鴨 下 祐 也
電話 03-6806-5414 FAX 03-3891-4144

ひなん生活をまもる会は、東日本大震災・福島原発事故によって首都圏などに避難している避難者団体（会員世帯数：100世帯余り）である。本日、以下のとおり、声明を発表する。

福島県避難地域復興局は、本日午後、県庁内で記者会見し、福島原発事故で政府による避難指示区域以外の地域から避難している避難者について、災害救助法に基づく応急仮設住宅の無償提供を2017年3月末で打ち切ると発表した模様である。福島県の発表は、区域外避難者を含めた原発事故避難者の多くが望んでいる「長期・無償」の避難用住宅提供の要望に真っ向から反するものであり、決して認めることはできない。わたしたちは、すでに本年5月20日付け緊急声明で述べたのと同様に、避難指示区域外からの避難者に対する災害救助法に基づく応急仮設住宅の提供の打ち切りに対し、断固抗議・反対し、ただちに撤回するよう求めます。同時に、わたしたちは、全国の避難者の皆さんと連帯・協力して、この方針が撤回され

るまで、徹底的に闘います。

この打ち切り方針は、内閣府との事前協議の上に練られたものであり、国の帰還政策を反映したものです。ですから、わたしたちは、内堀雅雄知事のみならず、安倍晋三内閣総理大臣をはじめとする内閣府に対しても、強く抗議し、この方針の撤回を求めます。

福島県は、「対策」として、一定期間の家賃の一部負担、公営住宅の優先確保を掲げているとされますが、これは要するに避難用住宅の「有償化」を図ろうとするものです。有償化は、ただでさえ経済的に苦しい生活状態にある避難者を更に困窮させるものであって、認められません。しかも、現在の避難先の住宅が引き続き避難先として確保されるという保障も何もないのです。公営住宅の優先入居についても、従来の国土交通省の政策の延長にすぎません。避難を断念して帰還する場合の引っ越し費用の補助に至っては、有償化とあいまって、生活の苦しい避難者に対し帰還を事実上強制するものというほかありません。福島県の掲げる上記の「対策」は、「長期・無償」の避難用住宅の確保を求める全国の避難者の多数の声を無視するものであって、到底受け入れることはできません。

報道では「福島県への帰還や自立を促すためにも打ち切る必要があると判断した模様だ」（毎日新聞）とありますが、避難者の多数は当面の間帰還を望んでいません。2013年及び2014年に早稲田大学と震災支援ネットワーク埼玉（SSN）が東京・埼玉の避難者を対象に行った調査によれば、避難者の実に4割以上が、福島原発事故に由来する放射性物質の汚染（追加被ばく線量）がゼロになり元どおりになるまで避難を続けたいと望んでいます。これは、福島原発事故がまだまだ収束していない以上、当然の要望です。わたしたち避難者の意思に反して帰還を事実上強制することは、強制立ち退きを原則として禁じている社会権規約（国際人権A規約）11条や国際人道法、避難者の意思に沿った政策形成を趣旨とする原発事故子ども・被災者支援法2条2項、同法14条などに反するものであって、わたしたち避難者の人権は全くないがしろにされているというほかありません。

福島県のいう「自立」とは、原発事故の悪影響を少しでも和らげようと避難している避難者に対し、「避難は自己責任だ」と言うに等しいものです。しかし、原発事故避難者には、何の落ち度もありません。また、今年12月に政府の関係閣僚会議で改定された「福島第一原子力発電所の廃炉措置等に向けた中長期ロードマップ」では、復興の前提となる事故の収束に向けた作業（溶融した炉心の回収等）がどんどん先送りにされています。このような中、避難者が「自己責任」を押し付けられるいわれはありません。責任を取るべきは、福島原発を運転・推進してきた行政（国・県）であり、事故を起こした東京電力のはずです。避難指示区域以外からの避難者にとって事実上の唯一・最低限の支援策となっている応急仮設住宅の提供を打ち切るということは、行政が原発事故を起こした責任を放棄・否認するに等しく、わたしたちは許すことができません。

わたしたちは、今年5月、全国3団体の呼びかけによって、避難用住宅の長期・無償の提供を求める4万4978筆の署名を内閣府と福島県に提出しました。今年9日にわたしたちが主催して開いた「打ち切り反対」の緊急院内集会には、予想を超える170人以上の参加者が詰めかけ、多くの国会議員から激励を受けました。本日午前、院内集会で決議文を内閣府に届けたばかりです（福島県には9日のうちに届けました。）。わたしたちは、放射能汚染と未だ収束していない事故から免れるため、お母さんも子どもも、みんな必死の思いで避難しています。福島県や内閣府が、わたしたちの叫びを無視し、わたしたち避難者を敵に回すのであれば、わたしたちも必死の覚悟です。

福島県とその背後にいる内閣府は、ただちに、わたしたち避難者の多数の意向を無視した帰還強制政策を放棄し、応急仮設住宅の提供の打ち切りを撤回するよう求めます。

以上

避難用住宅の提供打ち切り撤回と、 避難用住宅の長期無償提供を求める署名

内閣総理大臣 殿
内閣府特命担当大臣 殿
福島県知事 殿
福島原発事故避難者受入都道府県知事 殿

国と福島県は、応急仮設住宅（公営住宅等を利用した「みなし仮設住宅」を含む。以下同様。）の提供を2017（平成29）年3月末で打ち切る方針を示しました。応急仮設住宅は無償で提供される避難用住宅であり、避難区域以外からの避難者一般に対するほぼ唯一の支援策となっています。一方、母子避難による生活費増、失業、賠償打ち切り等のため避難世帯の困窮は深刻化しています。応急仮設住宅が打ち切られれば、多くの避難者が経済的な理由で避難をあきらめなければならず、望まない帰還を余儀なくされる避難者が続出し、社会的混乱を生じかねません。

私たちは、生活空間を放射能で汚染され、被ばくから子どもや家族を守るため、避難を余儀なくされました。しかし、原発事故は、いまだ収束していません。放射性物質の発する放射線は微量であっても人間の健康に悪影響を及ぼしかねないものですが、避難元における放射能汚染の状況は他の地域と大きく異なり、原状回復には程遠いです。被ばくを避け、原状に回復するまで避難を続けたいという避難者の願いを無視し、行政の都合で帰還を強制することは許されません。

私たち避難者が一貫して求めてきたものは、長期無償の避難住宅です。いま、避難を続けるためには、打ち切りを撤回する以外の方法はありません。よって、私たちは
国、福島県等の被害自治体及び避難者受入れ自治体に対し、原発事故による避難者について、以下の施策を実行するよう求めます。

- (1) 応急仮設住宅の供与の打ち切りを撤回すること
- (2) 全ての原発事故避難者に対し、みなし仮設住宅等の避難用住宅を無償で長期間提供することを確約し、実行すること
- (3) 建設型（プレハブ）仮設住宅からみなし仮設住宅への移転や、みなし仮設住宅間での移転など、生活状況に合わせて、他の応急仮設住宅への転居を柔軟に認めること
- (4) 汚染地域からの新規避難者に対する避難用住宅の無償提供を再開すること
- (5) 避難者の意思に反した「帰還」の推進をやめ、(2)等の具体的施策を明記した新規の総合的支援立法の制定（自治体にあっては制定への働きかけ）をすること。

名 前	住 所（「#」で住所を省略しないでください）

集約団体〒115-0045 東京都北区赤羽 2-62-3 マザーシップ司法書士法人内 ひなん生活をまもる会
FAX 03-3598-0445（問合せ電話 03-3598-0444 担当事務局/後関・堀口）
6次集約 2016年9月30日 7次集約 2016年11月30日
2015年前半の署名にご協力頂いた方も是非、今回の新たな署名にご協力をお願いします。

- * 署名簿は上記集約団体あてに郵送またはFAXで送ってください。用紙はコピー可です。
- * 避難者や被害住民の方だけでなく、一般の方にも呼びかけ、署名をお願いします
- * 署名の記載事項は、宛先に提出する以外の目的には使用しません
- * 避難住宅問題に関する最新の情報やQ&Aは右のQRコード（避難住宅打ち切り問題HP）からご覧ください



内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
内閣府特命担当大臣 河野 太郎 殿

「避難用住宅の提供打ち切り撤回と、避難用住宅の長期無償提供を求める署名」 の提出にあたって

本日、安倍晋三内閣総理大臣及び河野太郎内閣府特命担当大臣（防災担当）に宛てて、「避難用住宅の提供打ち切り撤回と、避難用住宅の長期無償提供を求める署名」を提出致します。

この署名は、昨年6月に福島原発事故による避難者のうち避難区域以外からの避難者（以下、「区域外避難者」といいます。）に対する災害救助法に基づく応急仮設住宅の提供を平成29年3月末で打ち切るとの発表があったことから、全国の避難者団体等が共同で呼びかけ団体となり、その打ち切りの撤回とともに、全ての原発事故避難者に対しみなし仮設住宅等の避難用住宅を無償で長期間提供すること等の政策の実行を求め、昨年8月30日以来、この署名活動を行ってきました。その結果、6万4041筆の署名が集まり、本日提出の運びとなりました。

本日署名を提出するのは、福島原発事故の避難世帯のグループである「ひなん生活をまもる会」（集約団体となっております）、「東日本大震災避難者の会 Thanks&Dream」、「子ども・被災者支援法を考える会京都」、「きびたきの会」、「福島原発被害東京訴訟原告団」、「福島原発かながわ訴訟原告団」、「原発事故損害賠償北海道訴訟原告団」、「福島原発ひろしま訴訟原告団」、「原発賠償京都原告団」、京都の避難者と支援者のグループ「うつくしま☆ふくしまin京都」、避難者支援団体「震災支援ネットワーク埼玉」の、全国の避難当事者団体を中心とする11団体です。

わたしたちは、5年前に発生した福島原発事故の被害を受け、全国各地に避難しました。福島第1原発の原子力緊急事態宣言は今も発令されたままです。原発事故による放射能汚染は福島県のみならず、県外にも広がっており、今も土壌などの深刻な汚染が問題になっています。汚染水問題も解決の目途がたっていません。当初3年間の約束だった除染廃棄物の仮置場や現場保管も、なし崩し的に延長されています。まちを取り囲む山林の除染は、諦められてしまいました。福島県の「県民健康調査」では、子どもの甲状腺がんの報告が続き、疫学上の見地から原発事故との関係が疑われています。放射能汚染と低線量被ばくの問題は解決されないまま長期化しているのです。福島原発事故は、いまだ収束から程遠い状態です。

このような状況のもと、原発事故避難者は、避難区域の内外を問わず、一日でも長く避難を続けたいと考えています。

特に、区域外避難者は、十分な賠償を受けていません。みなし仮設住宅だけが、事実上唯一の支援策です。避難生活に伴う収入減・出費増に加え、生計維持者が避難元に残り母子のみが避難する世帯では「二重生活」による出費が著しくかさんでおり、避難世帯は生活が困窮化しています。仮設住宅が打ち切られ、有料の住宅に

移るしかないことになれば、多くの世帯の生活が立ち行かなくなり、避難を続けることが困難になります。福島県が行うという、わずかばかりの「家賃補助」では全く不十分であり、受け入れることはできません。区域外避難者は、来年3月末、意に反した帰還を余儀なくされるか、路頭に迷うか、という瀬戸際に立たされるのです。多くの区域外避難者から、悲鳴が上がっています。このため、大半の避難者が仮設住宅の継続、打ち切り撤回を求めています。

ところが、政府は、昨年8月に閣議決定された「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的方針」で、現行の支援対象地域について「避難する状況にない」と決め付けてしまいました。これは、いま述べたような福島原発事故の被害地域の現状から目を背けたものであり、全く認識が誤っています。この方針で、政府は、福島県が発表した応急仮設住宅の提供期限を追認・支持しましたが、原発事故被害者の現状と意向を全く無視したものです。これは、避難者の意思に沿った政策形成を旨とする原発事故子ども・被災者支援法2条2項、同法14条などにも反するものです。

避難者の「自立」のために打ち切るのだという話もあります。しかし、これは、原発事故の悪影響を少しでも和らげようと避難している避難者に対し、「避難は自己責任だ」と言うに等しい仕打ちです。責任を取るべきは、福島原発を運転・推進してきた行政であり、原発事故を起こした東京電力のはずです。区域外避難者の事実上の唯一・最低限の支援策を打ち切ることは、原発事故を引き起こした責任を放棄するに等しいことです。

安倍晋三内閣総理大臣に申し上げます。まさか、わたしたち避難者の意思に反して、応急仮設住宅から無理やり追い出すことは、考えていないでしょうか？

避難用住宅からの追い出しを事実上強制することは、強制立ち退きを原則として禁じている社会権規約（国際人権A規約）11条や国際人道法に反するものです。もしそのようなことになれば、わたしたち避難者の人権は全く踏みにじられます。日本政府は、東京五輪を前に、国際的にも激しい批判を浴びることになるでしょう。

なお、この問題では、福島県が打ち切りを発表したことから、政府・内閣府は要望を受ける立場にないとの誤った言説がたびたび見られるので、ここで、原発事故避難者の避難用住宅の提供について、政府・内閣府に責任があり、わたしたち避難者の要望を受けるべき立場にあることを改めて確認させていただきます。

この署名の主題である「応急仮設住宅」制度は災害救助法に定められているわけですが、内閣府は、現在、災害救助法等に基づく「被災者の応急救助に関すること」等を所管する官庁です。仮設住宅の提供期間の定めのおおもとは、内閣府防災担当が所管する政令である災害救助法施行令3条1項に基づく内閣府告示「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」であり、内閣総理大臣には基準を変更する権限があります。上記の基準を超える期間等を定める場合、同施行令3条2項に基づく特別基準を設定することになりますが、これには、内閣総理大臣の同意が必要であり、これも内閣府防災担当の所管です。また、災害救助法に基づく救助は、法定受託事務であり、今回の福島原発事故においても、所管す

る国の官庁が福島県等の被災自治体や被災者受入れ自治体に対し数多くの通知を出して、事実上の政策決定を行ってきました。

ですから、わたしたちは、内閣府に対し、応急仮設住宅の打ち切りの撤回を求める署名を提出し、避難用住宅の長期・無償提供を求めているのです。

国には原発事故を引き起こした責任があるはずです。そして、原発事故子ども被災者支援法14条には「施策の具体的な内容に被災者の意見を反映」と定められています。わたしたち避難者の声を政策に反映してください。

何としても、私たち原発事故避難者の要望を実現していただきたいと思います。

平成28年3月14日

署名集約団体 ひなん生活をまもる会 代表 鴨下 祐也
(連絡先) 〒115-0045 東京都北区赤羽2-62-3 マザーシップ司法書士法人内
電話03-3598-0444 FAX 03-3598-0445

原発事故避難者のみなし仮設住宅打切り問題に関する申入書

平成28年9月15日

東京都知事 小池百合子 殿

避難者団体

ひなん生活をまもる会

代表 鴨 下 祐 也

(事務局) 〒115-0045 東京都北区赤羽2丁目62-3

マザーシップ司法書士法人内

TEL 03-3598-0444 FAX 03-3598-0445

1. 申入れ事項

東京都は、

- (1) 政府と福島県に対し、福島原発事故で避難指示区域以外の地域から避難している避難者について、災害救助法に基づく応急仮設住宅の無償提供を打ち切ることなく、2017(平成29)年4月以降も継続するよう、要望してください。
- (2) 2017(平成29)年4月以降も、みなし仮設住宅に残って住み続ける避難者について、団体交渉による問題解決を行い、強制執行などによって強制的に追い出す手続きを採らないことを確約してください。
- (3) みなし仮設住宅の提供打切りに関して、避難者に対して行っている戸別訪問を直ちに中止してください。
- (4) 原発事故避難者に対し、東京都の施策として住宅の無償提供を行うなど、独自の住宅支援策を講じてください。

2. 申入れの理由

- (1) ひなん生活をまもる会は、東日本大震災・福島原発事故によって首都圏などに避難している避難者団体(会員世帯数:100世帯余り)です。
- (2) 福島県は、福島原発事故で避難指示区域以外の地域から避難している避難者について、災害救助法に基づく応急仮設住宅(都内では、都営住宅や国家公務員宿舎などが「みなし仮設住宅」とされている)の無償提供を2017年3月末で打ち切る(このほか、楢葉町からの避難者についても、2018年3月末で打ち切る)方針を示しています。政府も、この方針を容認しています。

しかし、仮設住宅の打切りは、原発事故避難者の多くが望んでいる「長期・無償」の避難用住宅提供の要望に真向から反するもので、全く容認できません。わたしたちは、応急仮設住宅の提供の打ち切りを撤回するよう求めています。今年3月には、わたしたちを含む全国の15の避難者団体の呼びかけによって、避難用住宅の長期・無償の提供を求める6万4041筆の署名が安倍首相と内閣福島県知事宛てに提出されており、現在も署名運動が続いています。

応急仮設住宅の打切りは、避難用住宅の「有償化」を図ろうとするものです。有償化は、ただでさえ経済的に苦しい生活状態にある避難者を更に困窮させるものであって、認められません。しかも、現在の避難先の住宅が引き続き避難先として確保されるわけではないのです。

避難者の多数は当面の間帰還を望んでいません。2013年及び2014年に早稲田大学と震災支援ネットワーク埼玉(SSN)が東京・埼玉の避難者を対象に行った調査によれば、避難者の実に4割以上が、福島原発事故に由来する放射性物質の汚染(追加被ばく線量)がゼロになり元どおりになるまで避難を続けたいと望んでいます。これは、福島原発事故がいまだ収束していない以上、当然の要望です。

小池知事には、避難者受け入れ自治体の首長として、政府と福島県に対し、

こうした避難者の多数の声を伝え、応急仮設住宅提供の打ち切りの撤回を要望していただきたいのです。

- (3) 放射能汚染と未だ収束していない事故から免れるため、お母さんも子どもも、みんな必死の思いで避難しています。わたしたち避難者の意思に反して帰還を事実上強制することは、強制立ち退きを原則として禁じている国際人権法や、避難者の意思に沿った政策形成を趣旨とする原発事故子ども・被災者支援法などに反するものであって、わたしたち避難者の人権は全くないがしろにされることとなります。かりに2017（平成29）年4月以降もみなし仮設住宅からの退去が進まなかったとしても、避難者の意思に反して強制退去を行うべきではありません。

小池知事には、2017（平成29）年4月以降も、みなし仮設住宅に残って住み続ける避難者について、団体交渉による問題解決を行い、強制執行などによって強制的に追い出す手続きを採らないことを確約していただきたいのです。

- (4) 今年5月以来、みなし仮設住宅の打ち切りの対象となる避難者に対し、東京都、JKK及び福島県は、個別に退去の説得を行っています。その説得活動は、執拗であり、避難者に精神的な圧迫を加えるものであって、すでに健康被害も出ています。

打ち切り後にどのような施策があるのかは、印刷物を読めばわかりますので、説得は不要です。避難者に対する執拗な退去の説得は、退去を事実上強制するものであって、強制立ち退きを原則として禁じている国際人権法や、避難者の意思に沿った政策形成を趣旨とする原発事故子ども・被災者支援法などに反し、わたしたち避難者の人権を無視することになります。

小池知事は、東京都とJKKの職員に対し、避難者に対して行っている戸別訪問や電話攻勢を直ちに中止し、退去の説得をやめるよう指示すべきです。

東京都は、避難者個人を狙い撃ちにするのではなく、わたしたち避難者団体

と団体交渉を行い、集団的な話し合いによる問題解決に取り組んでください。

- (5) 東京都は、原発事故避難者に対し、東京都の独自施策（単独事業）として住宅の無償提供を行うなど、独自の住宅支援策を講じてください。

山形県や鳥取県では、原発事故避難者に対し、避難用住宅の無償提供を独自施策として掲げています。東京都も財政的に可能なはずですが、小池知事なら、できるはずですが。

- (6) 避難用住宅は、私達の命綱です。これを切られたら、多くの避難者が、そして子ども達が路頭に迷います。私たちの健康と生活を守ってきた避難先を、どうか奪わないよう、重ねてお願い申し上げます。

以上